

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案（仮称）について

平成22年1月
農 林 水 産 省

I 趣旨

農業経営に関する金融上の措置の改善を図るため、農業改良資金の貸付主体を株式会社日本政策金融公庫等に変更し、農業改良資金等について、政府が当該公庫等に対し利子補給を行うとともに、独立行政法人農林漁業信用基金による融資保険の対象に銀行等の貸付けを追加する。

II 法案の内容

（1）農業改良資金助成法の一部改正

- ① 新技術の導入等を通じて農業経営の改善を図るために必要となる無利子の農業改良資金について、金融ノウハウを活かした貸付けが行われるよう、貸付主体を都道府県から株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）に変更する。 （第3条関係）
- ② 貸付原資については、国及び都道府県が供給する方式から公庫が自ら調達する方式に改めることとし、政府は、公庫が農業改良資金を貸し付けるときは、公庫と利子補給契約を結ぶことができることとする。 （第9条関係）
- ③ 担保、保証人等に過度に依存せず、農業改良資金の貸付けが柔軟に行われるよう、担保又は保証人の設定を義務付ける規定等を廃止する。
（旧第6条、旧第9条、旧第10条及び旧第11条関係）
- ④ 以上の改正に伴い、題名を「農業改良資金融通法」（仮称）に改める。
（題名関係）

（2）農業経営基盤強化促進法の一部改正

農用地の利用集積に寄与する農用地の改良又は造成に必要な無利子の資金について、国が貸付原資を供給する方式から公庫が自ら調達する方式に改めることとし、政府は、公庫が本資金を貸し付けるときは、公庫と利子補給契約を結ぶことができることとする。 （附則第8項関係）

（3）農業信用保証保険法の一部改正

銀行等民間金融機関からの農業者に対する資金の円滑な融通が行われるよう、独立行政法人農林漁業信用基金による融資保険の対象金融機関に銀行その他の金融機関で政令で定めるものを追加する。 （第66条関係）

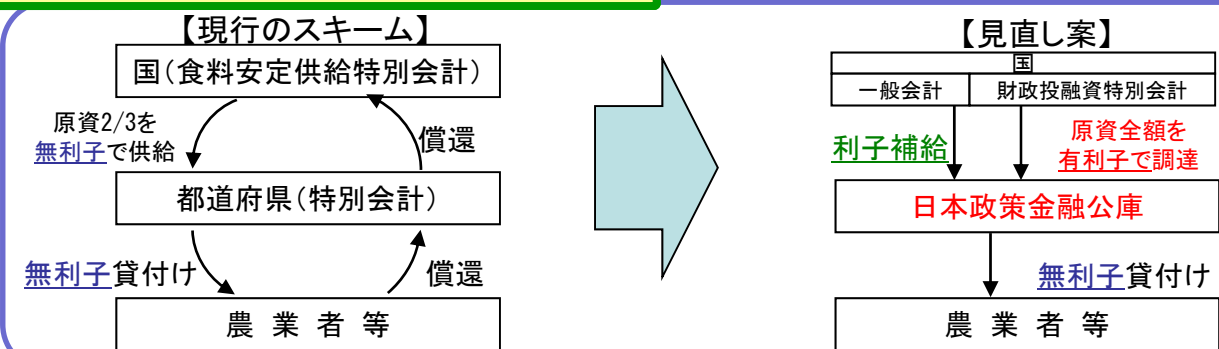
III 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

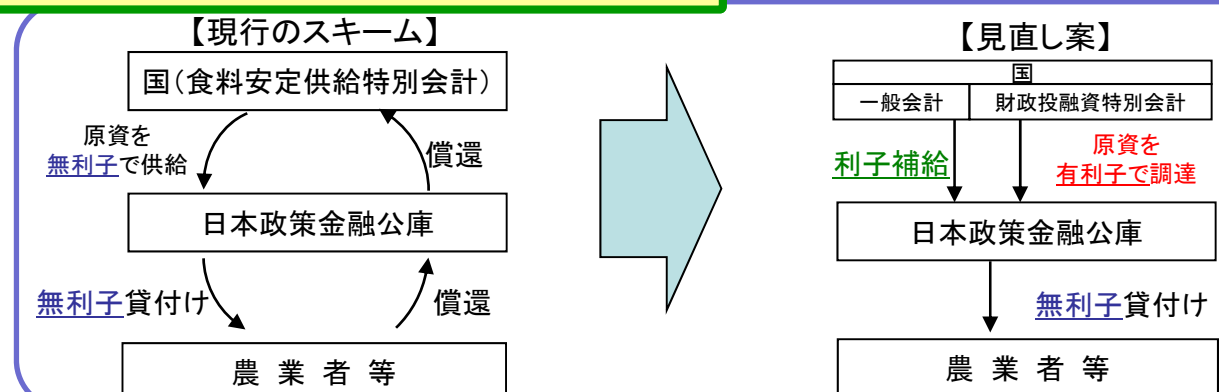
農業経営に関する金融上の措置の改善のための 農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案の概要

- ①・食料自給率の向上、6次産業化の促進に資する無利子の農業改良資金の貸付主体の変更
(都道府県→日本政策金融公庫)
・特別会計からの原資の無利子貸付を改め、一般会計から利子分を補給
- ② 農地整備に要する農家負担金を軽減するための無利子資金も、一般会計から利子分を補給する方式に変更
- ③ 金融機関の融資の事故の際に農林漁業信用基金が補てんする融資保険の対象者を地銀等に拡大

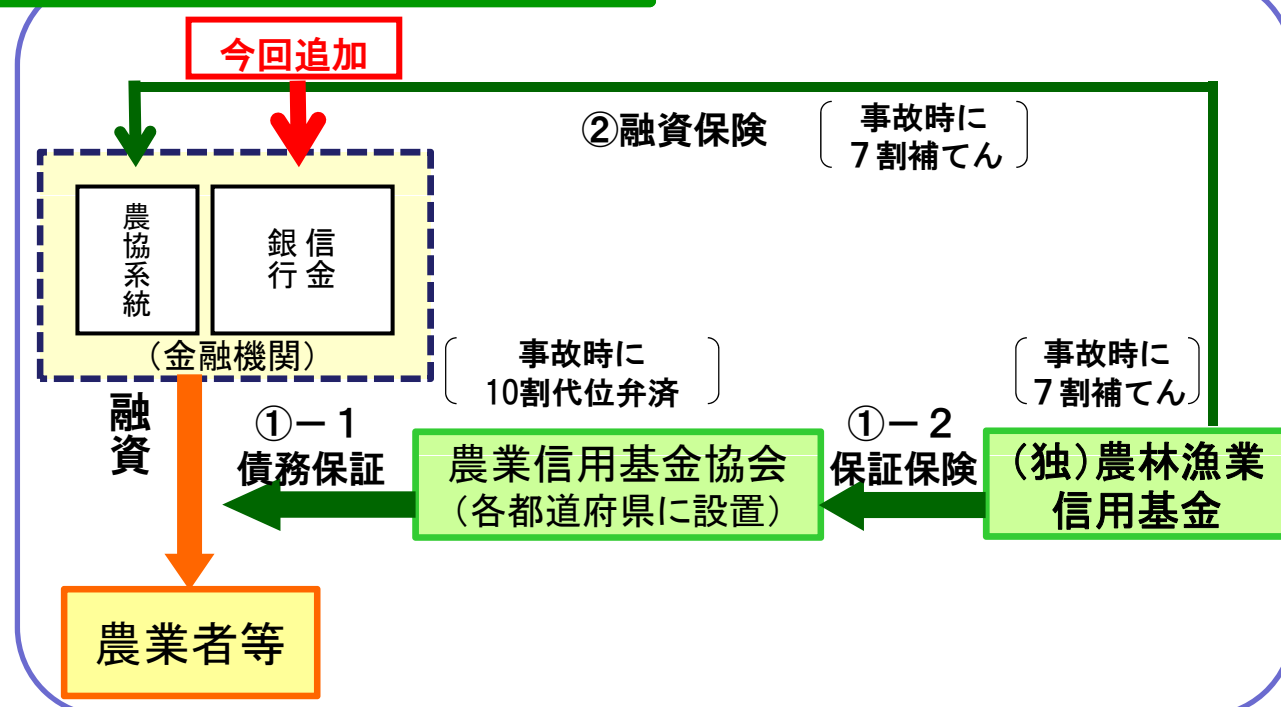
I 農業改良資金助成法の改正



II 農業経営基盤強化促進法の改正



III 農業信用保証保険法の改正



農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案要綱

第一 農業改良資金助成法の一部改正

一 題名を農業改良資金通法に改めること。

(題名関係)

二 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」と総称する。)は、次に掲げる業務を行うことができることとする。

(一) 農業者又はその組織する団体(二において「農業者等」という。)に対し、農業改良資金の貸付けを行うこと。

(二) 農業者等に対する農業改良資金の貸付けを行う融資機関(農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるもの)に対し、当該貸付けに必要な資金の全部の貸付けを行うこと。

(第三条関係)

三 政府は、公庫が二の貸付けを行うときは、会計年度ごとに、当該貸付けについての利子補給契約を公庫と結ぶことができることとする。

(第九条関係)

四 貸付金の限度、担保又は保証人、一時償還、支払の猶予、違約金、特別会計、事務の委託、政府貸付

金の額等、一般会計から特別会計に繰り入れた資金の処理及び納付金の規定を廃止すること。

(旧第四条、第六条及び第九条から第十六条まで関係)

第二 農業経営基盤強化促進法の一部改正

政府は、当分の間、農用地の改良又は造成で効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与するものとして政令で定めるものに必要な資金について、公庫が無利子の貸付けを行うときは、会計年度ごとに、当該貸付けについての利子補給契約を公庫と結ぶことができることとする。

(附則第八項から第十二項まで関係)

第三 農業信用保証保険法の一部改正

独立行政法人農林漁業信用基金が行う融資保険の対象者に、銀行その他の政令で定める金融機関を追加すること。

(第六十六条関係)

第四 その他

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第二については、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定

める日、第三については、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律

（農業改良資金助成法の一部改正）

第一条 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農業改良資金融通法

第一条中「（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。）の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もつて」を「の融通に関する措置を講ずることにより、」に改める。

第三条を次のように改める。

（公庫が行う貸付け）

第三条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項、第三項若しくは第四項若しくは第二十一条に規定する業務のほ

か、次に掲げる業務を行うことができる。

一 農業者又はその組織する団体（次号において「農業者等」という。）に対し、農業改良資金の貸付けを行うこと。

二 農業者等に対する農業改良資金の貸付けを行う融資機関（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるものをいう。第八条第二項において同じ。）に対し、当該貸付けに必要な資金の全部の貸付けを行うこと。

2 前項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項各号の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第一項第六号中「除く。」とあるのは「除く。」及び農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と、同法第三十一条第

二項第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは、「別表第二第二号に掲げる業務又は農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、農業改良資金融通法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び農業改良資金融通法第三条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは、「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」とする。

3 第一項の規定により沖縄振興開発金融公庫が行う同項各号の貸付けについての沖縄振興開発金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第十九条第一項第八号、第三十二条第二項及び第三十九条第三号の規定の適用については、同法第十二条の二第二項第一号及び第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律、農業改良資金融通法」と、同法第十九条第一項第八号中「の業務」とあるのは「の業務及び

農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」と、同法第三十九条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務又は農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」とする。

第四条を削る。

第五条の見出し中「償還期間」を「償還期限」に改め、同条第一項中「貸付金」を「前条第一項第一号の貸付け」に、「償還期間」を「償還期限」に、「含む。」は、「を」を含む。第八条第一項において同じ。）は」に、「次項」を「以下この条」に、「を超えない範囲内で政令で定める期間とする」を「以内、据置期間は三年（特定地域資金にあつては、五年）以内に公庫が定める」に改め、同条第二項を削り、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（貸付けの申込み）

第五条 第三条第一項第一号の貸付けを受けようとする者は、申込書に次条第一項の認定に係る農業改良措置に関する計画を添えて、公庫に提出しなければならない。

第六条を削る。

第七条の前の見出しを削り、同条第一項中「貸付金」を「第三条第一項第一号」に改め、同条を第六条とし、同条の前に見出しとして「（貸付資格の認定）」を付し、第八条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（融資機関が行う貸付け）

第八条 公庫が行う第三条第一項第二号の貸付けは、無利子とし、その償還期限は十三年以内、据置期間は六年以内で公庫が定める。

2 第四条から前条までの規定は、融資機関が行う第三条第一項第二号の農業改良資金の貸付けについて準用する。

第九条を次のように改める。

（政府が行う利子補給）

第九条 政府は、公庫が第三条第一項各号の貸付けを行うときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約（利子補給金を支給する旨の契約をいう。）を公庫と結ぶことができる。

2 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降十五年度以内とする。

3 政府は、第一項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額を超えることとならないようにしなければならない。

4 第一項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る貸付けの各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高を超えるときは、その計算上の貸付残高）につき当該貸付けに必要な資金の調達に係る金利を考慮して農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額とする。

第十条から第十七条までを削る。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

（農業経営基盤強化促進法の一部改正）

第二条 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条」を「第三十七条」に、「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

第三十五条を削る。

第三十六条中「第三十四条第一項」を「前条第一項」に改め、同条を第三十五条とし、第三十七条を第三十六条とし、第三十八条を第三十七条とし、第六章中第三十九条を第三十八条とする。

附則第八項の前の見出しを「（政府が行う利子補給等）」に改め、同項中「国」を「政府」に、「株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行う無利子の貸付けに要する資金の財源に充てるため」、「株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをする」を「株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）が無利子の貸付けを行うときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約（利子補給金を支給する旨の契約をいう。）を公庫と結ぶ」に改める。

附則第九項を次のように改める。

9 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降二十七年以内とする。

附則に次の三項を加える。

10 政府は、附則第八項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額を超えることとならないようにしなければならない。

11 附則第八項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る貸付けの各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高を超えるときは、その計算上の貸付残高）につき当該貸付けに必要な資金の調達に係る金利を考慮して農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額とする。

12 附則第八項に規定する資金の貸付けの償還期限は二十五年以内、据置期間は十年以内で公庫が定める。
（農業信用保証保険法の一部改正）

第三条 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に改める。

第十一条第二号中「及び就農支援資金」を削り、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第

二号の次に次の一号を加える。

三 就農支援資金に係る債務の保証の業務

第六十六条第一項中「農林中央金庫及び」を削り、「農林中央金庫等」を「融資保険対象者」に改め、同項に次の二号を加える。

三 農林中央金庫

四 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

第六十八条から第七十条までの規定中「農林中央金庫等」を「融資保険対象者」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中農業信用保証保険法第六十六条第一項及び第六十八条から第七十条までの改正規定並びに附則第十四条の規定 公布の日

二 第二条中農業経営基盤強化促進法附則第八項及び第九項の改正規定並びに同法附則に三項を加える改正規定並びに附則第三条及び第九条の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

（農業改良資金助成法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に貸し付けられた農業改良資金（第一条による改正前の農業改良資金助成法（以下「旧農業改良資金助成法」という。）第二条に規定する農業改良資金をいう。以下同じ。）及びこの法律の施行前に旧農業改良資金助成法第七条第一項の認定を受けた者（第四項の規定によりなお従前の例によりこの法律の施行後に認定を受けた者を含む。）に対してこの法律の施行後に行われる農業改良資金の貸付けについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧農業改良資金助成法第三条第二項の規定により貸し付けられた融資機関（同項に規定する融資機関をいう。以下同じ。）に対する貸付金及び前項の規定によりなお従前の例により農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関に対してこの法律の施行後に行われる当該業務に必要な資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧農業改良資金助成法第三条の規定により貸し付けられた都道府県に対する貸付金については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にされた旧農業改良資金助成法第七条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものについての都道府県知事の認定については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に都道府県が旧農業改良資金助成法第三条に規定する事業の全部を廃止した場合における政府への納付金の納付については、なお従前の例による。

6 この法律の施行の際現に旧農業改良資金助成法第三条に規定する事業を行っている都道府県は、この法律の施行後において第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされる貸付けの事業を行わないとき又は当該貸付けの事業を終了したときは、政令で定めるところにより、旧農業改良資金助成法第十六条第一項（旧農業改良資金助成法附則第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の例により算定した額の納付金を政府に納付しなければならない。

（農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前に貸し付けられた第二条による改正前の農業経営基盤強化促進法附則第八項の国の貸付金については、なお従前の例による。

（農業信用保証保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金に係る債務の保証の業務に関する経理についての第三条の規定による改正後の農業信用保証保険法第十一条の規定の適用については、同条第二号中「農業改良資金」とあるのは「農業改良資金（次号に規定するものを除く。）」と、同条第三号中「就農支援資金」とあるのは「就農支援資金及び農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金」とする。

（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部改正）

第五条 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「以下」を「次項において」に改める。

第二十条及び第二十一条を削り、第二十二條を第二十条とする。

第二十三条第一項中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に、「（同法第五条第一項）を」（同法第四条）に、「の償還期間（据置期間を含む。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間」を「についての同法第四条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条中「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）」とあるのは「十二年」と、「三年（特定地域資金にあつては、五年）」とあるのは「五年」に改め、同条第二項を削り、同条を第二十一条とし、第二十四条を第二十二條とし、第二十五条を第二十三條とし、第二十六条を第二十四條とする。

（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の一部改正）

第六条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に改め、同条中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に、「第五条第一項」を「第四条」に、「の償還期間（据置期間を含む。）」は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間」を「についての同法第四条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条中「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）」とあるのは、「十二年」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第七条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第四項第二号中「第二百二十七条第五項第一号ロ」を「第二百二十七条第四項第一号ロ」に改める。

第二百二十七条第一項第一号中ニを削り、ホをニとし、ヘをホとし、トをへとし、同項第二号中ホを削り、ヘをホとし、トからリまでをへからチまでとし、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号ホ」

を「前項第一号ニ」に、「同項第二号へ」を「同項第二号ホ」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第二百二十九条中「並びに同項第三号及び第四号」を「及び同項第三号」に改める。

附則第四十条第二項中「第二百二十七条第七項」を「第二百二十七条第六項」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八条 附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における貸付金の償還金（同条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における納付金及び同条第六項の規定による納付金を含む。）に関する経理は、特別会計に関する法律第二百二十四条第一項の規定にかかわらず、食料安定供給特別会計において行うものとする。この場合における前条の規定による改正後の特別会計に関する法律第二百二十七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「へ 附属雑収入」とあるのは、

「へ
ト

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十

附属雑収入

二年法律第 号) 附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における貸付

金の償還金(同条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における納付金及び同条第六

項の規定による納付金を含む。)

とする。

」

(株式会社日本政策金融公庫法の一部改正)

第九条 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第二項を削る。

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第十条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号イ中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に、「第三条第一項」を「

第三条第一項第一号」に改める。

第十一条の見出し中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に改め、同条第一項中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に、「第三条第一項」を「第三条第一項第一号」に、「以下「農業者等」という。」を「次号において「農業者等」という。」に、「同条第二項」を「同項第二号」に、「第四条中「一農業者等」とあるのは「一認定中小企業者」と、同法第八条」を「第七条」に改め、同条第二項中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に、「第五条第一項」を「第四条」に、「の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）」は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間」を「についての同法第四条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条中「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）」とあるのは「十二年」と、「三年（特定地域資金にあつては、五年）」とあるのは「五年」」に改め、同条第三項を削る。

第十二条第二項中「償還期間」の下に「（据置期間を含む。以下同じ。）」を加える。

（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の一部改正）

第十一条 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金金融通法」に改め、同条中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金金融通法」に、「（同法第五条第一項）を」（同法第四条）に、「の償還期間（据置期間を含む。次条及び第十条において同じ。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間」を「についての同法第四条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条中「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）」とあるのは、「十二年」に改める。

第九条中「償還期間」の下に「（据置期間を含む。次条において同じ。）」を加える。

（米穀の新用途への利用の促進に関する法律の一部改正）

第十二条 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）の一部を次のように

改正する。

第四条第二項第三号中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に改める。

第八条の見出し中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に改め、同条第一項中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に、「第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律」と、」を「第三条第一項第一号中」に、「以下「農業者等」を「次号において「農業者等」に、「同法」を「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」に改め、

「第八条第一項の認定製造事業者等」の下に「（株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者に限る。）」を加え、「同法第二条第四項」を「米穀の新用途への利用の促進に関する法律第二条第四項」に、「以下同じ」を「次号において同じ」に、「同条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律」と、」を「同項第二号中」に、「第四条中「一農業者等」とあるのは「一認定製造事業者等」と、同法第八条」を「第七条」に改め、同条第二項中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に、「第五条第一項」を「第四条」に、「の償還期間（据置期間を含む。）は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間」を「について

の同法第四条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条中「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）」とあるのは、「十二年」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）

第十三条 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十八号中「並びに農業改良資金の貸付けについての助成に関すること」を削る。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から第四条まで及び附則第八条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

農業経営に関する金融上の措置の改善を図るため、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が農業改良資金の貸付けの業務を行うことができることとし、農業改良資金等を貸し付けるこれらの機関に対し政府が利子補給を行う措置を設けるとともに、独立行政法人農林漁業信用基金による融資保険の対象に銀行等の貸付けを追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

一	農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）	．．．．．	（第一条関係）	1
二	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）	．．．．．	（第二条関係）	11
三	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）	．．．．．	（第三条関係）	14
四	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）	．．．．．	（附則第五条関係）	17
五	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第一百十号）	．．．．．	（附則第六条関係）	20
六	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）	．．．．．	（附則第七条関係）	21
七	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）	．．．．．	（附則第九条関係）	25
八	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 （平成二十年法律第三十八号）	．．．．．	（附則第十条関係）	26
九	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 （平成二十年法律第四十五号）	．．．．．	（附則第十一条関係）	29
十	米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）	．．．．．	（附則第十二条関係）	31
十一	農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）	．．．．．	（附則第十三条関係）	34

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案新旧対象条文

○ 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<u>農業改良資金金融通法</u> （目的） 第一条 この法律は、農業者が農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することを支援するため、<u>農業者等に対する農業改良資金の融通に関する措置を講ずることにより、農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする。</u> （公庫が行う貸付け） 第三条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）<u>第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項、第三項若しくは第四項</u>	<u>農業改良資金助成法</u> （目的） 第一条 この法律は、農業者が農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することを支援するため、<u>農業者等に対する農業改良資金（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。）の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もつて農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする。</u> （政府の助成） 第三条 政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより農業者又はその組織する団体（以下「農業者等」という。）に対する農業改良資金の貸付けの事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けることが

若しくは第二十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 農業者又はその組織する団体（次号において「農業者等」という。）に対し、農業改良資金の貸付けを行うこと。

二 農業者等に対する農業改良資金の貸付けを行う融資機関（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるものをいう。第八条第二項において同じ。）に対し、当該貸付けに必要な資金の全部の貸付けを行うこと。

2

前項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項各号の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第一項第六号中「除く。」とあるのは「除く。」及び農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と、同法第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「別表第二第二号に掲げる業務又は農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、

できる。

2

政府は、前項に規定する場合のほか、都道府県が、この法律の定めるところにより農業者等に対する農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるものをいう。第十七条において同じ。）に対し、当該業務に必要な資金の全部を貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該都道府県の行う事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。

同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、農業改良資金融通法」と、同法第七十三条第三号中「第十条」とあるのは「第十一条及び農業改良資金融通法第三条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」とする。

3

第一項の規定により沖縄振興開発金融公庫が行う同項各号の貸付けについての沖縄振興開発金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第十九条第一項第八号、第三十二条第二項及び第三十九条第三号の規定の適用については、同法第十二条の二第二項第一号及び第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律、農業改良資金融通法」と、同法第十九条第一項第八号中「の業務」とあるのは「の業務及び農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」と、同法第三十九条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務又は農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」とする。

「削る。」

(貸付金の限度)

第四条 都道府県が行う前条第一項の貸付けに係る資金（以下「貸付金」という。）の一農業者等ごとの限度額は、農林水産省令で定める。

(貸付金の利率、償還期限等)

第四条 前条第一項第一号の貸付けは、無利子とし、その償還期限（据置期間を含む。第八条第一項において同じ。）は十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）以内、据置期間は三年（特定地域資金にあつては、五年）以内で公庫が定める。

〔削る。〕

(貸付けの申込み)

第五条 第三条第一項第一号の貸付けを受けようとする者は、申込書に次条第一項の認定に係る農業改良措置に関する計画を添えて、公庫に提出しなければならない。

〔削る。〕

(貸付金の利率、償還期間等)

第五条 貸付金は、無利子とし、その償還期間（据置期間を含む。）は、十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（次項において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 貸付金の据置期間は、三年（特定地域資金にあつては、五年）を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(新設)

(担保又は保証人)

第六条 都道府県が行う第三条第一項の貸付けについては、都道府県は、貸付金の貸付けを受ける者に対し、担保を提供させ、又は保証人を立てさせなければならない。

2 前項の保証人は、貸付金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付資格の認定)

第六条 第三条第一項第一号の貸付けを受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業改良措置に関する計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 (略)

第七条 (略)

(融資機関が行う貸付け)

第八条 公庫が行う第三条第一項第二号の貸付けは、無利子とし、その償還期限は十三年以内、据置期間は六年以内で公庫が定める。

2 第四条から前条までの規定は、融資機関が行う第三条第一項第二号の農業改良資金の貸付けについて準用する。

(政府が行う利子補給)

第九条 政府は、公庫が第三条第一項各号の貸付けを行うときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約（利子補給金を支給する旨の契約をいう。）を公庫と結ぶことができる。

(貸付資格の認定)

第七条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業改良措置に関する計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 (略)

第八条 (略)

(新設)

第九条 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、第五条の規定にかかわらず、当該貸付を受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(一時償還)

- 一 貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。
- 二 償還金の支払を怠ったとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付の条件に

違反したとき。

2 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができるときは、当該利子補給契約をした会計年度以降十五年以内とする。

3 政府は、第一項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額を超えることとならないようにしなければならない。

4 第一項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る貸付けの各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高を超えるときは、その計算上の貸付残高）につき当該貸付けに必要な資金の調達に係る金利を考慮して農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額とする。

〔削る。〕

〔削る。〕

（支払の猶予）

第十条 都道府県は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

（違約金）

第十一条 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が支払期日に償還金又は第九条の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支

「削る。」

「削る。」

払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

（特別会計）

第十二条 都道府県が、第三条に規定する事業を行う場合には、当該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わなければならない。

2 前項の規定により設置する特別会計（以下「特別会計」という。）においては、一般会計からの繰入金、第三条の規定による国からの借入金、貸付金及び都道府県が行う同条第二項の貸付けに係る資金（以下「貸付金等」という。）の償還金（前条の規定による違約金を含む。）並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金等、借入金の償還金、第十五条及び第十六条第三項の規定による一般会計への繰入金、同条第二項の規定による納付金、貸付けに関する事務費その他の諸費をもつてその歳出とする。

（事務の委託）

第十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、その行う第三条に規定する事業に係る事務の一部（貸付けの決定を除く。）を農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託することができる。

2 前項の農業協同組合又は農業協同組合連合会は、農業協同組合法第十条の規定にかかわらず、同項の規定による事務の委託を受け、当該事務を行うことができる。

「削る。」

「削る。」

「削る。」

（政府貸付金の額等）

第十四条 政府が第三条の規定により貸し付ける資金（以下この条において「政府貸付金」という。）の額は、各年度において、都道府県が行う同条に規定する事業の貸付財源として必要な資金の額に三分の二を乗じて得た額から、昭和五十九年度までの国からの補助金及び前年度までの政府貸付金の額を基礎として農林水産大臣が算定する額を控除して得た額以内の額とする。

2 政府貸付金は、無利子とし、その償還方法は、政令で定める。

（一般会計から特別会計に繰り入れた資金の処理）

第十五条 都道府県は、前条第二項の規定により国からの借入金进行償還したときは、当該償還金の額に対応する一般会計からの繰入金の額として算定される額以内の額を特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

（納付金）

第十六条 都道府県は、第三条に規定する事業の全部を廃止したときは、政令で定めるところにより、その廃止の際における貸付金等の未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金等の償還金の額の合計額から第十四条第二項の規定により政府へ償還すべき額及び前条の規定により一般会計に繰り入れることができる額を控除して得た額の一部を、昭和五十九年度までの国からの補助金の額（次項の規定による納付金の額を除く。以下この項において「補助金残高」

「削る。」

という。」及び都道府県が貸付金等の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた資金の額（前条及び第三項の規定により特別会計から一般会計に繰り入れた金額並びに当該事業の全部の廃止後の同条の規定により特別会計から一般会計に繰り入れることができる金額を除く。）の合計額に対する補助金残高の割合に応じて政府に納付しなければならない。

2 前項の規定は、都道府県が、第三条に規定する事業の全部を廃止する前に、貸付金等の未貸付額の一部を政府に納付することを妨げるものではない。

3 都道府県は、前項の規定により政府に納付金を納付したときは、当該納付金の額に対応する一般会計からの繰入金の額として算定される額以内の額を特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

（準用）

第十七条 第四条、第五条、第七条及び第八条の規定は融資機関が行う第三条第二項の農業改良資金の貸付けについて、第九条から第十条までの規定は融資機関について、第十四条第二項の規定は都道府県が行う第三条第二項の貸付けに係る資金について準用する。この場合において、第十四条第二項中「償還方法」とあるのは、「償還方法その他必要な貸付けの条件の基準」と読み替えるものとする。

この法律は、公布の日から施行する。
「削る。」

1| この法律は、公布の日から施行する。

2| 農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十八号）の施行の際都道府県が昭和五十九年度に国から交付を受けた補助金を財源の一部として酪農及び肉用牛生産の振興及び合理化を図るため酪農経営若しくは肉用牛経営を営む者又はその組織する団体に無利子の資金を貸し付ける事業を行つている場合においては、都道府県は、当該事業に係る権利及び義務を特別会計に属させることができる。この場合においては、当該補助金及び都道府県の一般会計から当該事業の財源の一部に充てられた資金については、それぞれ第十六条第一項に規定する国からの補助金及び同項に規定する都道府県が貸付金等の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた資金とみなして同条の規定を適用する。

○ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章～第四章（略） 第五章 雑則（第二十八条―第三十七条） 第六章 罰則（第三十八条） 附則 「削る。」 （援助） 第三十五条 国及び都道府県は、前条第一項に規定するもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。	目次 第一章～第四章（略） 第五章 雑則（第二十八条―第三十八条） 第六章 罰則（第三十九条） 附則 （都道府県の特別会計） 第三十五条 前条第一項の規定により国から資金の貸付けを受けて同項の事業を行う都道府県は、その経理を農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第十二条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。 （援助） 第三十六条 国及び都道府県は、第三十四条第一項に規定するもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。

第三十六条 (略)

第三十七条 (略)

第六章 罰則

第三十八条 (略)

附 則

(政府が行う利子補給等)

8 政府は、当分の間、農用地の改良又は造成で効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与するものとして政令で定めるものに必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）が無利子の貸付けを行うときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約（利子補給金を支給する旨の契約をいう。）を公庫と結ぶことができる。

9 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降二十七年以内とする。

10 政府は、附則第八項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額を超えることとならないよう

第三十七条 (略)

第三十八条 (略)

第六章 罰則

第三十九条 (略)

附 則

(株式会社日本政策金融公庫等に対する資金の貸付け)

8 国は、当分の間、農用地の改良又は造成で効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与するものとして政令で定めるものに必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行う無利子の貸付けに要する資金の財源に充てるため、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。

9 前項の国の貸付金の償還方法については、政令で定める。

(新設)

にしなければならない。 11 附則第八項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る貸付けの各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高を超えるときは、その計算上の貸付残高）につき当該貸付けに必要な資金の調達に係る金利を考慮して農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額とする。 12 附則第八項に規定する資金の貸付けの償還期限は二十五年以内、据置期間は十年以内で公庫が定める。	（新設） （新設）
--	-------------------------

○ 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 （略） 2 （略） 3 この法律において「農業近代化資金等」とは、次に掲げる資金をいう。 一 （略） 二 農業改良資金（<u>農業改良資金</u>融通法（昭和三十一年法律第二百二号）第二条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられるものに限る。）をいう。以下同じ。） 三・四 （略） （經理の区分） 第十一条 基金協会は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに区分して經理しなければならない。 一 （略） 二 農業改良資金に係る債務の保証の業務 三 <u>就農支援資金</u>に係る債務の保証の業務 四・五 （略） （保険契約）	（定義） 第二条 （略） 2 （略） 3 この法律において「農業近代化資金等」とは、次に掲げる資金をいう。 一 （略） 二 農業改良資金（<u>農業改良資金助成法</u>（昭和三十一年法律第二百二号）第二条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられるものに限る。）をいう。以下同じ。） 三・四 （略） （經理の区分） 第十一条 基金協会は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに区分して經理しなければならない。 一 （略） 二 農業改良資金及び<u>就農支援資金</u>に係る債務の保証の業務（新設） 三・四 （略） （保険契約）

第六十六条 信用基金は、事業年度ごとに、次に掲げる者（以下「融資保険対象者」という。）を相手方として、融資保険対象者が農業近代化資金等の貸付けをしたことを信用基金に通知することにより、その貸付金の総額が一定の金額に達するまで、その貸付けにつき、信用基金と融資保険対象者との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

一・二（略）

三 農林中央金庫

四 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

2・3（略）

（保険金）

第六十八条 信用基金が第六十六条第一項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、同条第三項の回収未済の貸付金の額から融資保険対象者がその支払の請求をする時までに回収をした貸付金の額を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。

（回収）

第六十九条 融資保険対象者は、第六十六条第一項の保険関係が成立した貸付けについて、貸付金の回収に努めなければならない。

（回収金の納付）

第七十条 融資保険対象者は、保険金の支払を受けた場合には、その支払の請求をした後回収をした貸付金の額とその支払を受けた日の翌日以後の利息の受領した額との合計額に、当該支払を受けた保険

第六十六条 信用基金は、事業年度ごとに、農林中央金庫及び次に掲げる者（以下「農林中央金庫等」という。）を相手方として、農林中央金庫等が農業近代化資金等の貸付けをしたことを信用基金に通知することにより、その貸付金の総額が一定の金額に達するまで、その貸付けにつき、信用基金と農林中央金庫等との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

一・二（略）

（新設）

（新設）

2・3（略）

（保険金）

第六十八条 信用基金が第六十六条第一項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、同条第三項の回収未済の貸付金の額から農林中央金庫等がその支払の請求をする時までに回収をした貸付金の額を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。

（回収）

第六十九条 農林中央金庫等は、第六十六条第一項の保険関係が成立した貸付けについて、貸付金の回収に努めなければならない。

（回収金の納付）

第七十条 農林中央金庫等は、保険金の支払を受けた場合には、その支払の請求をした後回収をした貸付金の額とその支払を受けた日の翌日以後の利息の受領した額との合計額に、当該支払を受けた保険

金の額の当該保険金に係る第六十八条に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を信用基金に納付しなければならない。

金の額の当該保険金に係る第六十八条に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を信用基金に納付しなければならない。

○ 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国の貸付け） 第十九条 国は、都道府県が前条第一項に規定する資金を貸し付ける事業（<u>次項において「貸付事業」という。</u>）を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。 2・3 （略） 〔削る。〕	（国の貸付け） 第十九条 国は、都道府県が前条第一項に規定する資金を貸し付ける事業（<u>以下「貸付事業」という。</u>）を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。 2・3 （略） （都道府県の特別会計） 第二十条 前条第一項の規定により国から資金の貸付けを受けて貸付事業を行う都道府県は、その経理を農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第十二条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。 （一般会計から特別会計に繰り入れた資金の処理） 第二十一条 都道府県は、第十九条第三項の規定により国からの借入金償還したときは、当該償還金の額に対応する一般会計からの繰入金の額として算定される額以内の額を特別会計から一般会計に繰

第二十条 (略)

(農業改良資金の貸付けの特例)

第二十一条 農業改良資金融通法(昭和三十一年法律第二百二号)第二条の農業改良資金(同法第四条の特定地域資金を除く。)であつて、認定農業者が認定就農計画に従つて新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させるのに必要なもの(第四条第二項第三号の措置に係るものに限る。)についての同法第四条(同法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四条中「十年(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金(以下この条において「特定地域資金」という。)にあつては、十二年)」とあるのは「十二年」と、「三年(特定地域資金にあつては、五年)」とあるのは「五年」とする。

「削る。」

第二十二條 (略)

り入れることができる。

第二十二條 (略)

(農業改良資金の貸付けの特例)

第二十三条 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号)第二条の農業改良資金(同法第五条第一項の特定地域資金を除く。)であつて、認定農業者が認定就農計画に従つて新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させるのに必要なもの(第四条第二項第三号の措置に係るものに限る。)の償還期間(据置期間を含む。)は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 前項に規定する資金の据置期間は、農業改良資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

第二十四條 (略)

第二十三条	第二十四条
(略)	(略)
第二十五条	第二十六条
(略)	(略)

○ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（<u>農業改良資金融通法の特例</u>） 第六条 <u>農業改良資金融通法</u>（昭和三十一年法律第百二号）第二条の農業改良資金（同法第四条の特定地域資金を除く。）のうち政令で定める種類の資金であつて、認定農業者が認定導入計画に従つて持続性の高い農業生産方式を導入するのに必要なものについての同法第四条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条中「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）」とあるのは、「十二年」とする。	（<u>農業改良資金助成法の特例</u>） 第六条 <u>農業改良資金助成法</u>（昭和三十一年法律第百二号）第二条の農業改良資金（同法第五条第一項の特定地域資金を除く。）のうち政令で定める種類の資金であつて、認定農業者が認定導入計画に従つて持続性の高い農業生産方式を導入するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

改 正 案	現 行
（目的） 第二百二十四条（略） 2 この節において「農業経営基盤強化事業」とは、農業経営基盤の強化に資するための事業であつて次に掲げるものをいう。 一・二（略） 「削る。」 3 （略） 三 （略） 4 この節において「食糧の需給及び価格の安定のために行う事業」とは、食糧の需給及び価格の安定のためにする事業であつて次に掲げるものをいう。 一 （略） 二 米穀等（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三十条	（目的） 第二百二十四条（略） 2 この節において「農業経営基盤強化事業」とは、農業経営基盤の強化に資するための事業であつて次に掲げるものをいう。 一・二 （略） 三 <u>農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）第三条（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十一条第一項又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）第八条第一項の規定により適用する場合を含む。以下この節において同じ。）の規定による貸付け</u> 四 （略） 3 （略） 4 この節において「食糧の需給及び価格の安定のために行う事業」とは、食糧の需給及び価格の安定のためにする事業であつて次に掲げるものをいう。 一 （略） 二 米穀等（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三十条

第一項に規定する米穀等をいう。第二百二十七条第四項第一号ロにおいて同じ。）及び麦等（同法第四十二条第一項に規定する麦等をいう。第二百二十七条第四項第一号ロにおいて同じ。）の輸入に係る納付金の受入れ

（歳入及び歳出）

第二百二十七条 農業経営基盤強化勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イゝハ （略）

「削る。」

ニゝヘ （略）

二 歳出

イゝニ （略）

「削る。」

第一項に規定する米穀等をいう。第二百二十七条第五項第一号ロにおいて同じ。）及び麦等（同法第四十二条第一項に規定する麦等をいう。第二百二十七条第五項第一号ロにおいて同じ。）の輸入に係る納付金の受入れ

（歳入及び歳出）

第二百二十七条 農業経営基盤強化勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イゝハ （略）

ニ 農業改良資金助成法第十四条第二項（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項又は米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律第八条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定による償還金（農業改良資金助成法第十六条第一項及び第二項（これらの規定を中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項又は米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律第八条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定による納付金を含む。）

ホゝト （略）

二 歳出

イゝニ （略）

ホ 農業改良資金助成法第三条の規定による都道府県に対する貸

ホヽチ (略)

「削る。」

2| 前項第一号ニに掲げる償還金の額に相当する金額は、同項第二号ホに掲げる都道府県に対する貸付金の財源に充てるものとする。ただし、都道府県が行う青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十八条第一項に規定する事業の実施状況に照らしてその必要がないと認められる金額については、この限りでない。

3| 6 (略)

(一般会計からの繰入対象経費)

第百二十九条 調整勘定における一般会計からの繰入対象経費は、第百二十四条第二項第二号に掲げる財政上の措置として行われる貸付け及び同項第三号に掲げる貸付けに要する経費、農業経営基盤強化事業の事務取扱費、農業経営安定事業に要する経費、農業経営安定事業の事務取扱費並びに調整資金に充てるために要する経費とする。

付金

ヘヽリ (略)

2| 前項第一号ニに掲げる償還金の額に相当する金額は、同項第二号ホに掲げる都道府県に対する貸付金の財源に充てるものとする。ただし、都道府県が行う農業改良資金助成法第三条に規定する事業の実施状況に照らしてその必要がないと認められる金額については、この限りでない。

3| 第一項第一号ホに掲げる償還金の額に相当する金額は、同項第二号ヘに掲げる都道府県に対する貸付金の財源に充てるものとする。ただし、都道府県が行う青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十八条第一項に規定する事業の実施状況に照らしてその必要がないと認められる金額については、この限りでない。

4| 7 (略)

(一般会計からの繰入対象経費)

第百二十九条 調整勘定における一般会計からの繰入対象経費は、第百二十四条第二項第二号に掲げる財政上の措置として行われる貸付け並びに同項第三号及び第四号に掲げる貸付けに要する経費、農業経営基盤強化事業の事務取扱費、農業経営安定事業に要する経費、農業経営安定事業の事務取扱費並びに調整資金に充てるために要する経費とする。

附 則	附 則
(食料安定供給特別会計の調整勘定の積立金の特例等) 第四十条 (略) 2 第百二十七条第六項の規定によるほか、前項の積立金からの受入金及び同項の積立金から生ずる収入は、調整勘定の歳入とする。 3・4 (略)	(食料安定供給特別会計の調整勘定の積立金の特例等) 第四十条 (略) 2 第百二十七条第七項の規定によるほか、前項の積立金からの受入金及び同項の積立金から生ずる収入は、調整勘定の歳入とする。 3・4 (略)

○ 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	附則 第三十三条（略） 「削る。」
現 行	附則 第三十三条（略） 2 前項に規定する資金の貸付けの償還期限は二十五年以内、据置期間 は十年以内で公庫が定める。

○ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（農商工等連携事業計画の認定） 第四条 （略） 2 農商工等連携事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 （略） 二 農商工等連携事業の内容（当該農商工等連携事業に次に掲げる措置が含まれる場合には、当該措置の内容を含む。）及び実施期間 イ 中小企業者（<u>農業改良資金融通法</u>（昭和三十一年法律第二百二号）<u>第三条第一項第一号</u>の農業者等（以下「農業者等」という。）を除き、当該中小企業者が団体である場合にあっては、その直接又は間接の構成員（以下「構成員」という。）を含む。）の行う農業者等が実施する同法第二条の農業改良措置（以下「農業改良措置」という。）を支援するための措置（農業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。）。 ロ・ハ （略） 三 （略） 3 （略）	（農商工等連携事業計画の認定） 第四条 （略） 2 農商工等連携事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 （略） 二 農商工等連携事業の内容（当該農商工等連携事業に次に掲げる措置が含まれる場合には、当該措置の内容を含む。）及び実施期間 イ 中小企業者（<u>農業改良資金助成法</u>（昭和三十一年法律第二百二号）<u>第三条第一項</u>の農業者等（以下「農業者等」という。）を除き、当該中小企業者が団体である場合にあっては、その直接又は間接の構成員（以下「構成員」という。）を含む。）の行う農業者等が実施する同法第二条の農業改良措置（以下「農業改良措置」という。）を支援するための措置（農業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。）。 ロ・ハ （略） 三 （略） 3 （略）

(農業改良資金融通法の特例)

第十一条 認定農工商等連携事業に第四条第二項第二号に掲げる措置が含まれる場合において、当該認定農工商等連携事業を実施する認定中小企業者（同条第一項の認定を受けた中小企業者をいう。以下同じ。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその構成員が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなして、農業改良資金融通法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項第一号中「農業者又はその組織する団体（次号において「農業者等」という。）」とあるのは「農業者又はその組織する団体（以下「農業者等」という。）が実施する農業改良措置を支援するため中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員（以下「構成員」という。）が同法第四条第二項第二号に掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者」と、同項第二号中「農業者等」とあるのは「認定中小企業者」と、同法第七条中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）」とあるのは「認定中小企業者である申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその構成員）」と、「その経営」とあるのは「その申請者と共同で中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項の認定農工商等連携事業を実施する農業者等（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

(農業改良資金助成法の特例)

第十一条 認定農工商等連携事業に第四条第二項第二号に掲げる措置が含まれる場合において、当該認定農工商等連携事業を実施する認定中小企業者（同条第一項の認定を受けた中小企業者をいう。以下同じ。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその構成員が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなして、農業改良資金助成法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「農業者又はその組織する団体（以下「農業者等」という。）」とあるのは「農業者又はその組織する団体（以下「農業者等」という。）が実施する農業改良措置を支援するため中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員（以下「構成員」という。）が同法第四条第二項第二号に掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者」と、同法第二条第二項中「農業者等」とあるのは「認定中小企業者」と、同法第四条中「「農業者等」とあるのは「認定中小企業者」と、同法第八条中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）」とあるのは「認定中小企業者である申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその構成員）」と、「その経営」とあるのは「その申請者と共同で中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項の認定農工商等連携事業を実施する農業者等（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

2 農業改良資金融通法第二条（前項の規定により適用される場合を含む。）の農業改良資金（同法第四条の特定地域資金を除く。）であつて、認定農工商等連携事業者が認定農工商等連携事業を実施するのに必要なものについての同法第四条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条中「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）」とあるのは「十二年」と、「三年（特定地域資金にあつては、五年）」とあるのは「五年」とする。 「削る。」	2 農業改良資金助成法第二条（前項の規定により適用される場合を含む。）の農業改良資金（同法第五条第一項の特定地域資金を除く。）であつて、認定農工商等連携事業者が認定農工商等連携事業を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。
（林業・木材産業改善資金助成法の特例） 第十二条（略） 2 林業・木材産業改善資金助成法第二条第一項（前項の規定により適用される場合を含む。）の林業・木材産業改善資金であつて、認定農工商等連携事業者が認定農工商等連携事業を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。 3（略）	（林業・木材産業改善資金助成法の特例） 第十二条（略） 2 林業・木材産業改善資金助成法第二条第一項（前項の規定により適用される場合を含む。）の林業・木材産業改善資金であつて、認定農工商等連携事業者が認定農工商等連携事業を実施するのに必要なものの償還期間は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。 3（略） 3 前項に規定する資金の据置期間は、農業改良資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

○ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（農業改良資金融通法の特例） 第八条 <u>農業改良資金融通法</u>（昭和三十一年法律第二百二号）第二条の農業改良資金（同法第四条の特定地域資金を除く。）であつて、認定事業者（認定事業者が農業協同組合等である場合にあつては、その構成員を含む。次条及び第十条において同じ。）が認定生産製造連携事業計画に従つて第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施するのに必要なものについての同法第四条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条中「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）」とあるのは、「十二年」とする。 （林業・木材産業改善資金助成法の特例） 第九条 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項の林業・木材産業改善資金であつて、認定事業者が認定生産製造連携事業計画に従つて第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。次	（農業改良資金助成法の特例） 第八条 <u>農業改良資金助成法</u>（昭和三十一年法律第二百二号）第二条の農業改良資金（同法第五条第一項の特定地域資金を除く。）であつて、認定事業者（認定事業者が農業協同組合等である場合にあつては、その構成員を含む。次条及び第十条において同じ。）が認定生産製造連携事業計画に従つて第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。次条及び第十条において同じ。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。 （林業・木材産業改善資金助成法の特例） 第九条 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項の林業・木材産業改善資金であつて、認定事業者が認定生産製造連携事業計画に従つて第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施するのに必要なものの償還期間は、同法第五条第一項

条において同じ。)は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

○ 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（生産製造連携事業計画の認定） 第四条 （略） 2 生産製造連携事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 （略） 三 生産製造連携事業の内容（当該生産製造連携事業に製造事業者又は促進事業者（当該製造事業者又は促進事業者が事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合にあっては、その構成員を含む。）の行う農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第二百二号）第二条の農業改良措置（第八条第一項において「農業改良措置」という。）を支援するための措置（農業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。同項において「農業改良支援措置」という。）が含まれる場合にあっては、その措置の内容を含む。）及び実施期間 四〇八 （略） 3 （略） （農業改良資金融通法の特例）	（生産製造連携事業計画の認定） 第四条 （略） 2 生産製造連携事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 （略） 三 生産製造連携事業の内容（当該生産製造連携事業に製造事業者又は促進事業者（当該製造事業者又は促進事業者が事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合にあっては、その構成員を含む。）の行う農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）第二条の農業改良措置（第八条第一項において「農業改良措置」という。）を支援するための措置（農業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。同項において「農業改良支援措置」という。）が含まれる場合にあっては、その措置の内容を含む。）及び実施期間 四〇八 （略） 3 （略） （農業改良資金助成法の特例）

第八条 認定生産製造連携事業計画に従って行う生産製造連携事業（以下「認定生産製造連携事業」という。）に農業改良支援措置が含まれる場合において、当該認定生産製造連携事業を行う認定製造事業者等（第四条第一項の認定を受けた製造事業者又は促進事業者をいう。以下この項において同じ。）又は認定製造事業者等が事業協同組合等若しくは促進事業協同組合等である場合におけるその構成員が当該農業改良支援措置を行うときは、当該農業改良支援措置を農業改良措置とみなして、農業改良資金助成法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項第一号中「農業者又はその組織する団体（次号において「農業者等」という。）」とあるのは「米穀の新用途への利用の促進に関する法律第四条第二項第三号の農業改良支援措置を行う認定製造事業者等（同法第八条第一項の認定製造事業者等（株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者に限る。）をいい、当該認定製造事業者等が米穀の新用途への利用の促進に関する法律第二条第四項の事業協同組合等又は同条第六項の促進事業協同組合等である場合には、その直接又は間接の構成員を含む。次号において同じ。）」と、同項第二号中「農業者等」とあるのは「認定製造事業者等」と、同法第七条中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）」とあるのは「その申請者」と、「その経営」とあるのは「その申請者と共同で米穀の新用途への利用の促進に関する法律第八条第一項の認定生産製造連携事業を実施する農業者の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

第八条 認定生産製造連携事業計画に従って行う生産製造連携事業（以下「認定生産製造連携事業」という。）に農業改良支援措置が含まれる場合において、当該認定生産製造連携事業を行う認定製造事業者等（第四条第一項の認定を受けた製造事業者又は促進事業者をいう。以下この項において同じ。）又は認定製造事業者等が事業協同組合等若しくは促進事業協同組合等である場合におけるその構成員が当該農業改良支援措置を行うときは、当該農業改良支援措置を農業改良措置とみなして、農業改良資金助成法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律」と、「農業者又はその組織する団体（以下「農業者等」という。）」とあるのは「同法第四条第二項第三号の農業改良支援措置を行う認定製造事業者等（同法第八条第一項の認定製造事業者等をいい、当該認定製造事業者等が同法第二条第四項の事業協同組合等又は同条第六項の促進事業協同組合等である場合には、その直接又は間接の構成員を含む。以下同じ。）」と、同条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律」と、「農業者等」とあるのは「認定製造事業者等」と、同法第四条中「農業者等」とあるのは「認定製造事業者等」と、同法第八条中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）」とあるのは「その申請者」と、「その経営」とあるのは「その申請者と共同で米穀の新用途への利用の促進に関する法律第八条第一項の認定生産製造連携事業を実施する農業者の経営」と、「

2 農業改良資金融通法第二条（前項の規定により適用される場合を含む。）の農業改良資金（同法第四条の特定地域資金を除く。）であつて、認定事業者（認定事業者が農業協同組合等、事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合にあつては、その構成員を含む。）が認定生産製造連携事業を実施するのに必要なものについて同法第四条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四条中「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）」とあるのは、「十二年」とする。

同項」とあるのは「前条第一項」とする。

2 農業改良資金助成法第二条（前項の規定により適用される場合を含む。）の農業改良資金（同法第五条第一項の特定地域資金を除く。）であつて、認定事業者（認定事業者が農業協同組合等、事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合にあつては、その構成員を含む。）が認定生産製造連携事業を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（所掌事務） 第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〜二十七 （略） 二十八 農業技術の改良及び発達並びに農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に<u>関すること</u>。 二十九〜八十七 （略）	（所掌事務） 第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〜二十七 （略） 二十八 農業技術の改良及び発達並びに農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に<u>関すること並びに農業改良資金の貸付けについての助成に<u>関すること</u></u>。 二十九〜八十七 （略）

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案参照条文目次

一	農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）（抄）	1
二	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（抄）	5
三	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）（抄）	6
四	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（抄）	8
五	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（抄）	8
六	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）（抄）	13
七	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）（抄）	15
八	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第一百十号）（抄）	16
九	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	17
十	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）（抄）	20
十一	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）（抄）	22
十二	米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）（抄）	23
十三	農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）	25

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律案参照条文

○ 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、農業者が農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することを支援するため、農業者等に対する農業改良資金（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。）の貸付けを行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もつて農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「農業改良資金」とは、農業改良措置（農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。

- 一 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- 二 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金
- 三 家畜の購入又は育成に必要な資金
- 四 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要な資金で農林水産大臣が指定するもの

（政府の助成）

第三条 政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより農業者又はその組織する団体（以下「農業者等」という。）に対する農業改良資金の貸付けの事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。

2 政府は、前項に規定する場合のほか、都道府県が、この法律の定めるところにより農業者等に対する農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるものをいう。第十七条において同じ。）に対し、当該業務に必要な資金の全部を貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該都道府県が行う事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。

(貸付金の限度)

第四条 都道府県が行う前条第一項の貸付けに係る資金（以下「貸付金」という。）の一農業者等ごとの限度額は、農林水産省令で定める。

(貸付金の利率、償還期間等)

第五条 貸付金は、無利子とし、その償還期間（据置期間を含む。）は、十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（次項において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 貸付金の据置期間は、三年（特定地域資金にあつては、五年）を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(担保又は保証人)

第六条 都道府県が行う第三条第一項の貸付けについては、都道府県は、貸付金の貸付けを受ける者に対し、担保を提供させ、又は保証人を立てさせなければならない。

2 前項の保証人は、貸付金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付資格の認定)

第七条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業改良措置に関する計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 農業改良措置の目標

二 農業改良措置の内容及び実施時期

三 農業改良措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

第八条 都道府県知事は、前条第一項の認定の申請があつたときは、その申請者（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）が申請に係る農業改良資金をもつて農業改良措置を実施することによりその経営を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域においては当該農業改良措置を実施することが必要であると認められる場合に限り、同項の認定をするものとする。

(一時償還)

第九条 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、第五条の規定にかかわらず、当該貸付を受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

一 貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。

二 償還金の支払を怠ったとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付の条件に違反したとき。

(支払の猶予)

第十条 都道府県は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

(違約金)

第十一条 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が支払期日に償還金又は第九条の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

(特別会計)

第十二条 都道府県が、第三条に規定する事業を行う場合には、当該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わなければならない。

2 前項の規定により設置する特別会計（以下「特別会計」という。）においては、一般会計からの繰入金、第三条の規定による国からの借入金、貸付金及び都道府県が行う同条第二項の貸付けに係る資金（以下「貸付金等」という。）の償還金（前条の規定による違約金を含む。）並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金等、借入金の償還金、第十五条及び第十六条第三項の規定による一般会計への繰入金、同条第二項の規定による納付金、貸付けに関する事務費その他の諸費をもつてその歳出とする。

(事務の委託)

第十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、その行う第三条に規定する事業に係る事務の一部（貸付けの決定を除く。）を農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託することができる。

2 前項の農業協同組合又は農業協同組合連合会は、農業協同組合法第十条の規定にかかわらず、同項の規定による事務の委託を受け、当該事務を行うことができる。

(政府貸付金の額等)

第十四条 政府が第三条の規定により貸し付ける資金（以下この条において「政府貸付金」という。）の額は、各年度において、都道府県が行う同条に規定する事業の貸付財源として必要な資金の額に三分の二を乗じて得た額から、昭和五十九年度までの国からの補助金及び前年度までの政府貸付金の

額を基礎として農林水産大臣が算定する額を控除して得た額以内の額とする。

2 政府貸付金は、無利子とし、その償還方法は、政令で定める。

(一般会計から特別会計に繰り入れた資金の処理)

第十五条 都道府県は、前条第二項の規定により国からの借入金を償還したときは、当該償還金の額に対応する一般会計からの繰入金の額として算定される額以内の額を特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

(納付金)

第十六条 都道府県は、第三条に規定する事業の全部を廃止したときは、政令で定めるところにより、その廃止の際における貸付金等の未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金等の償還金の額の合計額から第十四条第二項の規定により政府へ償還すべき額及び前条の規定により一般会計に繰り入れることができる額を控除して得た額の一部を、昭和五十九年度までの国からの補助金の額(次項の規定による納付金の額を除く。以下この項において「補助金残高」という。)及び都道府県が貸付金等の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた資金の額(前条及び第三項の規定により特別会計から一般会計に繰り入れた金額並びに当該事業の全部の廃止後の同条の規定により特別会計から一般会計に繰り入れることができる金額を除く。)の合計額に対する補助金残高の割合に応じて政府に納付しなければならない。

2 前項の規定は、都道府県が、第三条に規定する事業の全部を廃止する前に、貸付金等の未貸付額の一部を政府に納付することを妨げるものではない。

3 都道府県は、前項の規定により政府に納付金を納付したときは、当該納付金の額に対応する一般会計からの繰入金の額として算定される額以内の額を特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

(準用)

第十七条 第四条、第五条、第七条及び第八条の規定は融資機関が行う第三条第二項の農業改良資金の貸付けについて、第九条から第十一条までの規定は融資機関について、第十四条第二項の規定は都道府県が行う第三条第二項の貸付けに係る資金について準用する。この場合において、第十四条第二項中「償還方法」とあるのは、「償還方法その他必要な貸付けの条件の基準」と読み替えるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十八号)の施行の際都道府県が昭和五十九年度に国から交付を受けた補助金を財源の一部として酪農及び肉用牛生産の振興及び合理化を図るため酪農経営若しくは肉用牛経営を営む者又はその組織する団体に無利子の資金を貸し付ける事業を行っている場合においては、都道府県は、当該事業に係る権利及び義務を特別会計に属させることができる。

る。この場合においては、当該補助金及び都道府県の一般会計から当該事業の財源の一部に充てられた資金については、それぞれ第十六条第一項に規定する国からの補助金及び同項に規定する都道府県が貸付金等の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた資金とみなして同条の規定を適用する。

○ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（抄）

目次

第一章～第四章（略）

第五章 雑則（第二十八条―第三十八条）

第六章 罰則（第三十九条）

附則

（資金の貸付け）

第三十四条 国は、都道府県が農地保有合理化法人に対し、その行う農地保有合理化事業（研修等事業を除く。）に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、当該事業に必要な資金の額の三分の二以内の額を無利子で貸し付けることができる。

2 （略）

（都道府県の特別会計）

第三十五条 前条第一項の規定により国から資金の貸付けを受けて同項の事業を行う都道府県は、その経理を農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第十二条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

（援助）

第三十六条 国及び都道府県は、第三十四条第一項に規定するもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。

（農業委員会等の協力）

第三十七条 農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体は、この法律その他の法令の定めるところによ

り農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずるに当たっては、この法律に基づく措置の円滑な推進に資することとなるよう、必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら協力するように努めるものとする。

（事務の区分）

第三十八条 第五条第一項及び第四項から第六項まで、第六条第六項、第七条第一項及び第四項（第八条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第二十九条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十九条 第十三条の二第五項の規定に違反して同項に規定する期間内に農用地を譲り渡した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（株式会社日本政策金融公庫等に対する資金の貸付け）

8 国は、当分の間、農用地の改良又は造成で効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与するものとして政令で定めるものに必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行う無利子の貸付けに要する資金の財源に充てるため、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。

9 前項の国の貸付金の償還方法については、政令で定める。

○ 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 農業協同組合法（昭和二十二法律第三百三十二号）第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合

二 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合連合会

三 農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会

四 農林中央金庫

五 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

3 この法律において「農業近代化資金等」とは、次に掲げる資金をいう。

- 一 農業近代化資金（農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項に規定する農業近代化資金をいう。以下同じ。）
- 二 農業改良資金（農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）第二条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）
- 三 就農支援資金（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二十号）第二条第二項に規定する就農支援資金をいう。以下同じ。）
- 四 農業近代化資金、農業改良資金及び就農支援資金以外の資金であつて、農業者等の事業又は生活に必要なもののうち、農業経営の改善又は農家経済の安定に資するものとして主務大臣が指定するもの

（経理の区分）

第十一条 基金協会は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに区分して経理しなければならない。

- 一 農業近代化資金に係る債務の保証の業務
- 二 農業改良資金及び就農支援資金に係る債務の保証の業務
- 三 第八条第一項第一号二に掲げる資金に係る債務の保証及び同項第二号に掲げる債務の保証の業務
- 四 第八条第一項第三号に掲げる業務

第二節 融資保険

（保険契約）

第六十六条 信用基金は、事業年度ごとに、農林中央金庫及び次に掲げる者（以下「農林中央金庫等」という。）を相手方として、農林中央金庫等が農業近代化資金等の貸付けをしたことを信用基金に通知することにより、その貸付金の総額が一定の金額に達するまで、その貸付けにつき、信用基金と農林中央金庫等との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

一 第二条第二項第一号に掲げる農業協同組合であつて、基金協会等による債務の保証が困難な貸付けの増加が見込まれるため、信用基金との間に保険関係が成立することが必要かつ適当なものとして主務大臣が指定するもの

二 第二条第二項第二号に掲げる農業協同組合連合会

2 前項の規定は、農業近代化資金等の貸付けにつき基金協会等による債務の保証が行われる場合における当該貸付けについては、適用しない。

3 第一項の保険関係においては、貸付金の額を保険価額とし、弁済期後政令で定める期間を経過した時における債務の不履行による貸付金の全部又は一部の回収未済を保険事故とし、保険価額に百分の七十を乗じて得た金額を保険金額とする。

（保険金）

第六十八条 信用基金が第六十六条第一項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、同条第三項の回収未済の貸付金の額から農林中央金庫等がそ

ス業を主たる事業とする事業者については百人）以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業（以下「中小企業特定事業」という。）を営むもの（ロの政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）

ロ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、中小企業特定事業を営むもの

ハ 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であつて、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員の三分の二以上が中小企業特定事業を営む者であるもの

ニ 協業組合であつて、中小企業特定事業を営むもの

ホ 商工組合及び商工組合連合会であつて、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員が中小企業特定事業を営む者であるもの
ヘ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であつて、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員の三分の二以上が中小企業特定事業を営む者であるもの

ト 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるものうち、中小企業特定事業を営むもの又はその構成員が中小企業特定事業を営む者であるもの

チ 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員である酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員である酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

リ 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員である内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

四・五 （略）

（業務の範囲）

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 別表第一の中欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務（同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあつては、当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。）を応募その他の方法により取得する業務を含む。以下同じ。）を行うこと。

二 別表第二に掲げる業務を行うこと。

三 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の規定による保険を行うこと。

四 別表第三に掲げる業務（我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るためのもの並びに国際金融秩序の混乱への対処に係るものに限る。）を行うこと。

五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。

六 前各号に掲げる業務（第四号に掲げる業務にあつては、別表第三第七号に掲げるものを除く。）に附帯する業務を行うこと。

2 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常の条件により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者（以下「指定金融機関」という。）が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。

一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。

二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行った特定資金の貸付け等であつて前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

（国内金融業務の方法）

第十二条 公庫は、業務開始の際、前条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務（以下「国内金融業務」という。）の方法を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 3 4 （略）

（業務の委託）

第十四条 公庫は、その業務（第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務及び同項第三号に掲げる業務を除く。）の一部を他の者（主務省令で定める金融機関その他主務省令で定める法人（以下「受託法人」という。）に限る。）に委託することができる。

2 受託法人（主務省令で定める法人を除く。）は、他の法律の規定にかかわらず、公庫が前項の規定により委託した業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた受託法人の役員又は職員であつて、当該委託業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 公庫は、第一項の規定にかかわらず、沖縄振興開発金融公庫に対し、第十一条第一項第二号の規定による別表第二第一号から第五号までに掲げる業務及び同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務の一部を委託することができる。

(予算の形式及び内容)

第三十一条 公庫の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

2 前項の予算総則においては、次の事項を定めるものとする。

一 次に掲げる業務ごとの政府からの借入金の限度額

イ (略)

ロ 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

ハ・ニ (略)

二〇五 (略)

3〇5 (略)

(区分経理)

第四十一条 公庫は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 (略)

二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

三〇七 (略)

(資金の調達のための貸付債権及び社債の信託及び譲渡)

第五十三条 公庫は、第十一条第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、次に掲げる行為をする場合には、主務大臣の認可を受けなければならない。

一 貸付債権及び社債(第十一条第一項第二号の規定による別表第二第三号に掲げる業務として譲り受けた特定中小企業貸付債権(同表の注(8)に規定する特定中小企業貸付債権をいう。第六十三条第六項各号において同じ。)及び取得した特定中小企業社債(同表の注(9)に規定する特定中小企業社債をいう。第六十三条第五項において同じ。)を含む。次号及び次条第一項において「貸付債権等」という。)の一部について特定信託(同表の注

(12)に規定する特定信託をいう。第六十三条第六項第一号において同じ。)をし、当該特定信託の受益権の全部又は一部を譲渡すること。

二 貸付債権等の一部を特定目的会社等(別表第二の注(10)に規定する特定目的会社等をいう。)に譲渡すること。

三 前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。

(監督)

第五十八条 公庫は、主務大臣がこの法律又は中小企業信用保険法の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、公庫の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十九条 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託法人(第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。)に対して報告をさせ、又はその職員に、公庫若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

2 4 (略)

(主務大臣)

第六十四条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 三 (略)

四 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 農林水産大臣及び財務大臣

五 七 (略)

2 (略)

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公庫の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
四〇七 (略)

附 則

第三十三条 公庫は、当分の間、第十一条第一項第一号（別表第一第八号に係る部分に限る。）の規定による農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第八項に規定する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。
2 前項に規定する資金の貸付けの償還期限は二十五年以内、据置期間は十年以内で公庫が定める。

別表第二（第十一条関係）

九 (略)	(略)
	前各号に掲げる業務又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務と密接な関連を有する業務のうち、次に掲げるもの 1 金銭の特定信託及び当該特定信託の受益権の全部又は一部の譲渡を行うこと。 2 特定目的会社等の優先株式（その発行の時にいて議決権を行使することができる事項のない株式であつて、剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。）及び優先出資（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第五項に規定する優先出資をいう。）の取得並びに一般社団法人に対する基金の拠出を行うこと。 3 信託会社等及び特定目的会社等に対する貸付けを行うこと。

○ 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）（抄）

（役員の解任）

第十二条の二 (略)

2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その役員を解任することができる。
一 この法律若しくは産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号。以下「融通法」という。）又はこれらの法律に基づく命令に違反したとき。

二〇四 (略)

三・四 (略)

（業務の範囲）

第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 三 （略）

四 沖繩において農業（畜産業及び養蚕業を含む。）、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人その他政令で定める者に対して、必要な長期資金で政令で定めるものを貸し付けること。

五 七 （略）

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 （略）

3 公庫は、第一項の業務のほか、第一条の目的を達成するため、融通法第七条に規定する資金の貸付けの業務を行う。

4 公庫は、第一項及び前項の業務のほか、附則第四条第一項の規定により承継した権利義務の処理に関する業務を行なうことができる。

5 （略）

（業務の受託）

第二十一条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、独立行政法人住宅金融支援機構の行う独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）

第十三条第一項第一号から第三号までに規定する業務若しくはこれらに附帯する業務の一部、株式会社日本政策金融公庫の行う株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第二号の規定による同法別表第二第一号から第五号までに掲げる業務若しくはこれらに附帯する業務又は特別の法律によつて設立された法人で政令で定めるものの行う貸付けの業務を受託することができる。

2 公庫は、前項の規定により業務の委託を受けたときは、当該委託を受けた業務に係る貸付けによつて生ずる債務の保証を行うことができる。

（監督）

第三十二条 公庫は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律及び融通法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公庫の役員を二十万円以下の過料に処する。

一・二 （略）

三 第十九条第一項、第三項若しくは第四項、第二十一条又は附則第五条の業務以外の業務を行つたとき。

四 六 （略）

○ 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）（抄）

（就農計画）

第四条 （略）

2 前項の就農計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 （略）

三 第一号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の就農時においてとるべき措置に関する事項

四・五 （略）

3ゝ5 （略）

（国の貸付け）

第十九条 国は、都道府県が前条第一項に規定する資金を貸し付ける事業（以下「貸付事業」という。）を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。

2 国が前項の規定により貸し付ける資金（以下この条において「国の貸付金」という。）の額は、各年度において、都道府県が行う貸付事業の貸付財源として必要な資金の額に三分の二を乗じて得た額から、前年度までの国の貸付金の額を基礎として農林水産大臣が算定する額を控除して得た額以内の額とする。

3 国の貸付金は、無利子とし、その償還方法は、政令で定める。

（都道府県の特別会計）

第二十条 前条第一項の規定により国から資金の貸付けを受けて貸付事業を行う都道府県は、その経理を農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）第十二条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

（一般会計から特別会計に繰り入れた資金の処理）

第二十一条 都道府県は、第十九条第三項の規定により国からの借入金金を償還したときは、当該償還金の額に対応する一般会計からの繰入金の額として算定される額以内の額を特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの特例）

第二十二条 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号の下欄のロに掲げる資金であつて、認定就農者が認定就農計画

に従って就農するのに必要なものの据置期間は、同法第十二条第四項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める期間とする。

（農業改良資金の貸付けの特例）

第二十三条 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）第二条の農業改良資金（同法第五条第一項の特定地域資金を除く。）であつて、認定農業者が認定就農計画に従つて新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させるのに必要なもの（第四条第二項第三号の措置に係るものに限る。）の償還期間（据置期間を含む。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 前項に規定する資金の据置期間は、農業改良資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（農用地の利用関係の調整）

第二十四条 農業委員会は、耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（次項において「農用地」という。）について、所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転のあつせんを行うに当たっては、認定就農者が認定就農計画に従つて就農できるよう努めるものとする。

2 都道府県農業会議は、認定就農者の円滑な就農に資するため、広域の見地から農用地の利用関係の調整を行う必要があると認められる場合には、関係農業委員会に対し、就農に必要な農用地に関する資料及び情報の提供を行うよう努めるものとする。

（援助）

第二十五条 国及び都道府県は、認定就農計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

（協力）

第二十六条 センター、都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会及び都道府県の区域を事業実施地域とする農地保有合理化法人は、青年等の就農促進を図るため、必要な情報を交換して、相互に協力するよう努めるものとする。

○ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）（抄）

（農業改良資金助成法の特例）

第六条 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）第二条の農業改良資金（同法第五条第一項の特定地域資金を除く。）のうち政令で定める種類の資金であつて、認定農業者が認定導入計画に従つて持続性の高い農業生産方式を導入するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同

項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（目的）

第二百二十四条 食料安定供給特別会計は、農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業及び食糧の需給及び価格の安定のために行う事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

2 この節において「農業経営基盤強化事業」とは、農業経営基盤の強化に資するための事業であつて次に掲げるものをいう。

一 （略）

二 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項に規定する農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に関する事業に係る財政上の措置で政令で定めるもの

三 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）第三条（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十一条第一項又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）第八条第一項の規定により適用する場合を含む。以下この節において同じ。）の規定による貸付け

四 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第十九条第一項の規定による貸付け

3・4 （略）

（歳入及び歳出）

第二百二十七条 農業経営基盤強化勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イゝハ （略）

ニ 農業改良資金助成法第十四条第二項（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律第八条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定による償還金（農業改良資金助成法第十六条第一項及び第二項（これらの規定を中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律第八条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定による納付金を含む。）

ホ 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十九条第三項の規定による償還金

ヘ 調整勘定からの繰入金

ト 附属雑収入

二 歳出

イ 二 (略)

ホ 農業改良資金助成法第三条の規定による都道府県に対する貸付金

ヘ 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十九条第一項の規定による都道府県に対する貸付金

ト 業務勘定への繰入金

チ 調整勘定への繰入金

リ 附属諸費

2 前項第一号ニに掲げる償還金の額に相当する金額は、同項第二号ホに掲げる都道府県に対する貸付金の財源に充てるものとする。ただし、都道府県が行う農業改良資金助成法第三条に規定する事業の実施状況に照らしてその必要がないと認められる金額については、この限りでない。

3 第一項第一号ホに掲げる償還金の額に相当する金額は、同項第二号ヘに掲げる都道府県に対する貸付金の財源に充てるものとする。ただし、都道府県が行う青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第十八条第一項に規定する事業の実施状況に照らしてその必要がないと認められる金額については、この限りでない。

4 農業経営安定勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 食糧管理勘定（米管理勘定及び麦管理勘定をいう。以下この節において同じ。）からの繰入金

ロ 調整勘定からの繰入金

ハ 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）第十一条の規定による納付金

ニ 附属雑収入

二 歳出

イ 第二百二十四条第三項に規定する交付金

ロ 業務勘定への繰入金

ハ 調整勘定への繰入金

ニ 附属諸費

5 食糧管理勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 主要食糧及び輸入飼料の売渡代金

ロ 米穀等及び麦等の輸入に係る納付金

ハ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第十七条第二項の規定による償還金

ニ 調整勘定からの繰入金

ホ 附属雑収入

二 歳出

イ 主要食糧及び輸入飼料の買入代金

ロ 主要食糧及び輸入飼料の買入れ、売渡し、交換、貸付け、交付、加工、製造、貯蔵及び運搬に関する諸費

ハ 倉庫の運営に関する諸費

ニ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第十七条第一項の規定による米穀安定供給確保支援機構に対する貸付金

ホ 農業経営安定勘定への繰入金

ヘ 業務勘定への繰入金

ト 調整勘定への繰入金

チ 附属諸費

6 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定及び食糧管理勘定（以下この節において「他勘定」という。）からの繰入金

ロ 附属雑収入

二 歳出

イ 農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業及び食糧の需給及び価格の安定のために行う事業の事務取扱費

ロ 附属諸費

7 調整勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 他勘定からの繰入金

ハ 証券の発行収入金

ニ 一時借入金の借換えによる収入金

ホ 附属雑収入

二 歳出

イ 証券の償還金及び利子

ロ 一時借入金及び融通証券の利子

ハ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ニ 他勘定への繰入金

ホ 附属諸費

(一般会計からの繰入対象経費)

第二百二十九条 調整勘定における一般会計からの繰入対象経費は、第二百二十四条第二項第二号に掲げる財政上の措置として行われる貸付け並びに同項第三号及び第四号に掲げる貸付けに要する経費、農業経営基盤強化事業の事務取扱費、農業経営安定事業に要する経費、農業経営安定事業の事務取扱費並びに調整資金に充てるために要する経費とする。

附 則

(食料安定供給特別会計の調整勘定の積立金の特例等)

第四十条 (略)

2 第二百二十七条第七項の規定によるほか、前項の積立金からの受入金及び同項の積立金から生ずる収入は、調整勘定の歳入とする。

3・4 (略)

○ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号) (抄)

(農商工等連携事業計画の認定)

第四条 農商工等連携事業を実施しようとする中小企業者及び農林漁業者は、共同して、当該農商工等連携事業に関する計画(以下「農商工等連携事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その農商工等連携事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 農商工等連携事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 農商工等連携事業の内容(当該農商工等連携事業に次に掲げる措置が含まれる場合には、当該措置の内容を含む。)及び実施期間

イ 中小企業者(農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号)第三条第一項の農業者等(以下「農業者等」という。)を除き、当該中小企業者が団体である場合にあつては、その直接又は間接の構成員(以下「構成員」という。)を含む。)の行う農業者等が実施する同法第二条の農業改良措置(以下「農業改良措置」という。)を支援するための措置(農業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。)

ロ・ハ (略)

三 (略)

3 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第八条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)又は同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険(以下「流動資産担保保険」という。)の保険関係であつて、農商工等連携事業関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証であつて、認定農商工等連携事業計画に従つて実施される農商工等連携事業(以下「認定農商工等連携事業」という。)に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

(略)

255

(略)

(農業改良資金助成法の特例)

第十一条 認定農商工等連携事業に第四条第二項第二号イに掲げる措置が含まれる場合において、当該認定農商工等連携事業を実施する認定中小企業者(同条第一項の認定を受けた中小企業者をいう。以下同じ。)又は認定中小企業者が団体である場合におけるその構成員が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなして、農業改良資金助成法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「農業者又はその組織する団体(以下「農業者等」という。)」とあるのは「農業者又はその組織する団体(以下「農業者等」という。)」が実施する農業改良措置を支援するため中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の認定中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員(以下「構成員」という。)が同法第四条第二項第二号イに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者」と、同条第二項中「農業者等」とあるのは「認定中小企業者」と、同法第四条中「一農業者等」とあるのは「一認定中小企業者」と、同法第八条中「その申請者(その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者)」とあるのは「認定中小企業者である申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその構成員)」と、「その経営」とあるのは「その申請者と共同で中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項の認定農商工等連携事業を実施する農業者等(その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者)の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

2 農業改良資金助成法第二条(前項の規定により適用される場合を含む。)の農業改良資金(同法第五条第一項の特定地域資金を除く。)であつて、認定農商工等連携事業者が認定農商工等連携事業を実施するのに必要なものの償還期間(据置期間を含む。以下同じ。)は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

3 前項に規定する資金の据置期間は、農業改良資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（林業・木材産業改善資金助成法の特例）

第十二条 （略）

2 林業・木材産業改善資金助成法第二条第一項（前項の規定により適用される場合を含む。）の林業・木材産業改善資金であつて、認定農工商等連携事業者が認定農工商等連携事業を実施するのに必要なものの償還期間は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

3 （略）

○ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 （略）

3 この法律において「生産製造連携事業」とは、農林漁業者若しくは木材製造業を営む者（以下「農林漁業者等」という。）又は農業協同組合その他の政令で定める法人で農林漁業者等を直接若しくは間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（以下「農業協同組合等」という。）及び特定バイオ燃料（バイオ燃料のうち、相当程度の需要が見込まれるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）の製造の事業を営む者（以下「バイオ燃料製造業者」という。）又は事業協同組合その他の政令で定める法人でバイオ燃料製造業者を構成員とするもの（以下「事業協同組合等」という。）が、第一号並びに第二号イ及びロに掲げる措置のすべてを実施することにより農林漁業有機物資源の生産（農林漁業有機物資源をバイオ燃料の原材料として利用するために必要な収集その他の主務省令で定める行為を含む。以下同じ。）から特定バイオ燃料の製造までの一連の行程の総合的な改善を図る事業をいう。

一 （略）

二 前号に掲げる措置を実施するために必要な次に掲げる措置

イ 特定バイオ燃料の原材料に適する新規の作物の導入、農林漁業有機物資源の生産に要する費用の低減に資する生産の方式の導入その他のバイオ燃料製造業者の需要に適切に対応した農林漁業有機物資源の生産を図るための措置（当該措置と併せて実施する農林漁業有機物資源の効率的な運搬を図るための措置を含む。）

ロ （略）

4 （略）

（農業改良資金助成法の特例）

第八条 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）第二条の農業改良資金（同法第五条第一項の特定地域資金を除く。）であつて、認定事業者（認定事業者が農業協同組合等である場合にあっては、その構成員を含む。次条及び第十条において同じ。）が認定生産製造連携事業計画に従つて第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。次条及び第十条において同じ。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（林業・木材産業改善資金助成法の特例）

第九条 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項の林業・木材産業改善資金であつて、認定事業者が認定生産製造連携事業計画に従つて第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施するのに必要なものの償還期間は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

○ 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2・3 （略）

4 この法律において「製造事業者」とは、新用途米穀加工品の製造の事業を行う者又は事業協同組合その他の政令で定める法人で当該製造の事業を行う者を構成員とするもの（以下「事業協同組合等」という。）をいう。

5 （略）

6 この法律において「促進事業者」とは、次に掲げる者又は事業協同組合その他の政令で定める法人でこれらの者を構成員とするもの（以下「促進事業協同組合等」という。）をいう。

一 新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造又は販売の事業を行う者

二 特定畜産物等の生産又は販売の事業を行う者

7 この法律において「生産製造連携事業」とは、生産者及び製造事業者（促進事業者が第二号ハに掲げる措置を行う場合にあっては、生産者、製造事業者及び促進事業者）が、第一号並びに第二号イ及びロに掲げる措置のすべて（促進事業者が同号ハに掲げる措置を行う場合にあっては、第一号並びに第二号イ、ロ及びハに掲げる措置のすべて）を行うことにより新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造までの一連の行程（促進事業者が同号ハに掲げる措置を行う場合にあっては、新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の製造若しくは生産又は販売の行程を含む。）の総合的な改善を図る事業をいう。

一 （略）

二 前号に掲げる措置を行うために必要な次に掲げる措置

イ・ロ (略)

ハ 新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の製造若しくは生産の高度化又は需要の開拓を図るための措置であつて、米穀の新用途への利用の促進に特に資するもの

8 (略)

(生産製造連携事業計画の認定)

第四条 生産者及び製造事業者(促進事業者が第二条第七項第二号ハに掲げる措置を行おうとする場合にあつては、生産者、製造事業者及び促進事業者)は、共同して、生産製造連携事業に関する計画(農業協同組合等、事業協同組合等又は促進事業協同組合等にあつては、その構成員の行う生産製造連携事業に関するものを含む。以下「生産製造連携事業計画」という。)を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その生産製造連携事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 生産製造連携事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 生産製造連携事業の内容(当該生産製造連携事業に製造事業者又は促進事業者(当該製造事業者又は促進事業者が事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合にあつては、その構成員を含む。)の行う農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号)第二条の農業改良措置(第八条第一項において「農業改良措置」という。)を支援するための措置(農業経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるもの)に限る。同項において「農業改良支援措置」という。)が含まれる場合にあつては、その措置の内容を含む。)及び実施期間

四〇八 (略)

3 (略)

(農業改良資金助成法の特例)

第八条 認定生産製造連携事業計画に従つて行う生産製造連携事業(以下「認定生産製造連携事業」という。)に農業改良支援措置が含まれる場合において、当該認定生産製造連携事業を行う認定製造事業者等(第四条第一項の認定を受けた製造事業者又は促進事業者をいう。以下この項において同じ。)又は認定製造事業者等が事業協同組合等若しくは促進事業協同組合等である場合におけるその構成員が当該農業改良支援措置を行うときは、当該農業改良支援措置を農業改良措置とみなして、農業改良資金助成法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律」と、「農業者又はその組織する団体(以下「農業者等」という。)」とあるのは「同法第四条第二項第三号の農業改良支援措置を行う認定製造事業者等(同法第八条第一項の認定製造事業者等をいい、当該認定製造事業者等が同法第二条第四項の事業協同組合等又は同法第六項の促進事業協同組合等である場合には、その直接又は間接の構成員を含む。以下同じ。)」と、同法第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律」と、「農業者等」とあるのは「認定製造事業者等」と、同法第

四条中「一農業者等」とあるのは「一認定製造事業者等」と、同法第八条中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）」とあるのは「その申請者」と、「その経営」とあるのは「その申請者と共同で米穀の新用途への利用の促進に関する法律第八条第一項の認定生産製造連携事業を実施する農業者の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

2 農業改良資金助成法第二条（前項の規定により適用される場合を含む。）の農業改良資金（同法第五条第一項の特定地域資金を除く。）であつて、認定事業者（認定事業者が農業協同組合等、事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合にあつては、その構成員を含む。）が認定生産製造連携事業を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。）は、同項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）

（所掌事務）

第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一 二十七 （略）

二十八 農業技術の改良及び発達並びに農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関すること並びに農業改良資金の貸付けについての助成に関すること。

二十九 一 八十七 （略）